

身体拘束最小化のための取り組み

01 当院の身体拘束適正化に関する基本的な考え方

当院は、入院患者の一人一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるよう、職員が医療従事者として拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急・やむを得ない場合を除き身体拘束をしない診療・看護・の提供に努めます。

02 身体的拘束最小のための主な取り組み

No	対応策（アクション内容）	担当スタッフ	頻度	コメント
1	院内ラウンドの実施	医師・看護師・リハビリ	毎週	全病棟ラウンドを行い 拘束の必要性和代替方法を検討
2	職員研修の実施	全職員	年2回	身体的拘束ゼロを目指す倫理・法令・ ケア技術習得を含む研修
3	身体拘束適正化のための指針の見直し	身体拘束適正化委員	年1回	最新の情報に基づいた指針を作成し、職員へ 周知し活用する
4	記録・評価の徹底	看護師及び全職員	毎日	実施理由、時間、方法を記録し拘束の必要性 について評価を行う
5	身体拘束適正化委員会の開催	身体拘束適正化委員	月1回	各病棟の身体拘束状況を報告し、院内全体で 適切な取り組みができているか共有する。

03 当院の身体拘束の実施状況 （地域包括ケア病棟）

年度	身体的拘束実施率	備考
2026年度	2.3%	2026年2月～4月(直近3ヶ月)